

令和6年度柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における
短期集中予防サービス業務プロポーザル実施要領

本実施要領は、令和6年度柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中予防サービス業務を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

1 目的

本業務は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止するため、豊富な実務経験と高い専門性をもって、身体機能の向上が見込める介護予防プログラムを提供できる民間事業者等に業務を委託し、短期集中介護予防サービスC事業の業務を円滑に遂行することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中予防サービス業務
- (2) 業務内容 本業務は、次のア及びイから構成する。
ア 訪問型サービスC
イ 通所型サービスC
詳細は、別紙業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- (4) 契約方式 単価契約
- (5) 委託料上限額 ア 訪問型サービスC
②利用額（利用者1人あたり）10,000円
（消費税及び地方消費税を含む。）
イ 通所型サービスC
以下のとおり、①、②のそれぞれについて上限額を設ける。
（それぞれ消費税及び地方消費税を含んだ上限額とする）
① 実施基本額（開催1回あたり）：40,000円
②利用額（利用者1人あたり）：10,000円
※開催1回とは、利用者に対し、通所型サービスCを2時間程度1回行った場合とする。（利用者が0人の場合、開催1回とはならない。）

3 担当部署

柏原市 健康部 高齢介護課
〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号
電話 072-972-1570 FAX 072-970-3081
メールアドレス kaigo@city.kashiwara.lg.jp

4 選択方式

公募型プロポーザル方式

2 (2)の業務内容に定める訪問型サービスC及び通所型サービスCのいずれか、又は双方に参加することができる。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の(1)、(2)のいずれにも該当する者とする。

(1) 介護予防、生活習慣病予防及び介護保険制度について広く理解し、介護予防に関する事業が適切に実施できること。

(2) 次のすべての要件を満たす者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 本実施要領の公告の日から受託候補者特定の日までの間、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成10年3月30日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る者を含む)。

エ 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

オ 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

カ 国税、都道府県税及び市区町村税並びに市の徴収金を滞納していないこと。

6 実施スケジュール

	項目	期日等
1	公告及び質問受付開始	令和6年4月2日(火)
2	質問受付終了	令和6年4月10日(水)
3	質問回答	令和6年4月12日(金)
4	参加申込受付	令和6年4月12日(金)
5	参加申込終了	令和6年4月24日(水)
6	提案書の審査	令和6年5月上旬
7	結果通知	令和6年5月中旬
8	契約締結	令和6年5月下旬
9	事業実施	契約締結日の翌日～令和7年3月31日

7 参加申込・企画提案

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者、又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

なお、2(2)の業務内容に定める訪問型サービスC及び通所型サービスCの双方に参加

する場合は、それぞれ参加申込書等を提出すること。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 配置予定従事者調書（様式2）

エ 業務実績調書（様式3）及び契約履行実績が確認できる書類（契約書等の写し）

オ 企画提案書（様式4）

（ア）仕様書の業務内容等を踏まえ、次のA～Dの事項について具体的な手法等を記載すること。

A 業務の実施方針について

B 実施体制、人員配置体制及び作業スケジュールについて

C 仕様書に定める業務における具体的な取組内容及び企画提案について

D 危機管理体制（個人情報保護、事故発生時の対応）について

（イ）提案書はA4縦サイズ（モノクロ、カラーは指定しない。）、横書きとする。

カ 業務スケジュール（様式任意）

キ 見積書（様式5）

※訪問型サービスCを申し込む場合は、②のみ必ず金額を記載すること。

※通所型サービスCを申し込む場合は、①、②それぞれに必ず金額を記載すること。

※見積額は消費税及び地方消費税を含む価格とすること。

※見積金額について本要領2（5）を超えないこと。

(2) 提出期間

令和6年4月12日（金）から4月24日（水）まで

※受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、令和6年4月24日（水）午後5時必着とする。

(4) 提出先

要領3の担当部署

(5) 提出部数

ア 正本1部

イ 副本6部（正本の写し）

8 質問及び回答

(1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案（業務実施に係る質問を含む。）に関する事項に限るものとし、評価、審査及び提案内容に関する質問は受け付けない。

(2) 質問受付終了

令和6年4月10日（水）午後5時

(3) 質問方法

質問書を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外の質問は受け付けない。

※電子メールの標題は、以下のとおりとすること。

参加申込に関する質問：

柏原市短期集中介護予防サービス業務参加申込に関する質問

企画提案に関する質問：

柏原市短期集中介護予防サービス業務企画提案に関する質問

※電子メールには、会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

(4) 質問先

要領3の担当部署に提出

※送信後、必ず担当部署へ電話による受信確認を行うこと。

(5) 回答方法

回答は本市ウェブサイトにも順次公開し、令和6年4月12日(金)午後5時を最終の更新とする。

※提案者ごとへの回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※回答は、本実施要領及び業務仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

9 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査は、柏原市短期集中介護予防サービス業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、別紙「令和6年度柏原市短期集中介護予防サービス業務審査基準」に基づき提案内容の審査を書面にて行う。提案書等の提出書類の評価を行い、訪問型サービスC業務及び通所型サービスC業務のそれぞれにおいて、最高点を得た者を契約の相手方の候補者として決定する。

ただし、審査評価点の合計が、満点の6割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

※最高点の者が2者以上となった場合は、見積書に記載の金額の低い者を契約の相手方の候補者とし、見積書に記載の金額も同額の場合は、委員会の合議により順位を特定する。

(2) 1者参加

参加者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、前項(1)のとおり、審査評価点の満点の6割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

(3) 審査結果の通知

令和6年5月中旬に全参加者へ普通郵便で書面による通知を行う。

(4) 結果に関する問合せ

審査において選定されなかった参加者は、審査結果について、令和6年5月31日(金)までに書面(様式自由)にて説明を求めることができる。

10 その他の留意事項

- (1) 参加者からの提案は1者1提案とする。なお、2(2)の業務内容に定める訪問型サービスC及び通所型サービスCの双方に参加する場合は、それぞれ1提案することができる。
- (2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加申込者又は提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を無効とする。
 - ア 5の参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
 - ウ 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - エ 必要な提出書類が揃っていない場合
 - オ 必要事項の未記入及び押印漏れがある場合
 - カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - キ 見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が委託料上限額を超える場合
 - ク 見積書と内訳書が一致しないなど、提出書類の記載事項に重大な不足や不備がある場合
 - ケ その他、本実施要領の記載事項を遵守しない場合
- (6) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。
- (7) 本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するものであるため、詳細な仕様は、本業務の契約締結後に本市と事業者が協議を行った上で定めるものとする。
- (8) 審査に対する異議申立てはできないものとする。

別紙「令和6年度柏原市短期集中介護予防サービス業務審査基準」

審査項目	内容	評価基準	評価点
実施体制	実施体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。	10
人員体制	専門職配置状況	必要な専門職の配置があるか。	10
企業実績	過去3年間の業務実績	他自治体における同種業務の実績があるか。	10
実施方針	業務に対する考え方・取組姿勢	業務に対する取り組み姿勢。 健康増進に対する考え方等。	10
実施計画	提案の実現性	実現可能性のあるスケジュールになっているか。	5
プログラム	プログラムの内容	各教室で提供するプログラムの内容。	20
提案内容	応募者独自の企画提案内容	仕様書以外に、本市にとって有益な独自提案があるか。	10
危機管理	危機管理体制	個人情報の保護、事故に対する安全管理などの体制があるか。	5
提案金額	見積価格	提案価格が適正か。	20
合 計			100

- (1) 審査は、6名の選定委員により審査し、各選定委員の持ち点は100点とする。
- (2) 得点は、審査(600点満点)の合計点とし、最高得点者を契約候補者とする。
- (3) 最高得点と同点の場合、見積書に記載の金額の低い者を契約の相手方の候補者とする。
- (4) 見積書に記載の金額も同額の場合は、委員会の合議により順位を特定する。
- (5) 最高得点が600点満点の6割(360点)に満たない場合は、契約候補者と認めない。